

令和5年監公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項並びに第7項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年2月24日

大府市監査委員 外 園 茂

大府市監査委員 丸 山 修

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第2項並びに第7項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり報告する。

記

1 監査の種類

財務監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査

2 監査の対象

財務監査及び行政監査

健康未来部（健康都市スポーツ推進課）、福祉部（福祉総合相談室、高齢障がい支援課）
公の施設の管理を行わせている団体（大府市スポーツ施設）

大府市スポーツ協会・大府市総合型地域スポーツクラブOBUエニスポ共同体

3 監査の着眼点（評価項目）

財務監査及び行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

財政援助団体等監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

実施期日 令和5年1月26日及び1月27日

実施範囲 令和3年度及び令和4年4月1日から令和4年11月30日までに執行した事務
（令和3年度は、補助金、交付金に関する事務及び財政的援助等に係る事務に限る。）

実施項目 財務監査及び行政監査 事務の執行

財政援助団体等監査 当該財政的援助等に係る事務の執行

5 監査の結果

上述のとおり監査した限りにおいて、重要な点において次の事項が認められる。

財務監査及び行政監査

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

財政援助団体等監査

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

6 是正又は改善が必要であると認める事項

なし